

起業意識向上事業業務 業務仕様書

この業務仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が（以下「乙」という。）に委託する「起業意識向上事業」（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 本事業の目的

東日本大震災から15年が経過するなかで、これまで復興に向けた施策に重点的に取り組んできたところであるが、今後は復興から創生に向け、一人一人が自らの力で自立できるような施策にも取り組んでいく必要がある。

その自立の一ツールとして、本事業では潜在的な起業意識を持った方を対象に、各種起業マインドを喚起するプログラムを実施し、起業することのイメージを具現化していくことを目的に事業を展開する。

一方、「やりたいこと」はぼんやりあるものの、どう具現化していいか分からない、先輩起業家や同じ意志を持つ仲間との繋がりががないため起業のモチベーションが維持できず、実際に起業に踏み切れないという事情も少なからず存在する。

こうした背景を踏まえ、本事業は新たな起業家を発掘・育成するためのプログラムを実施し、起業マインドとスキルの向上を図るとともに、そのプロセスを力強く情報発信することで、さらなる起業希望者の発掘・育成につなげるものである。

2 業務内容

以下の業務を行うこと。なお、本事業の受講者（起業希望者）は県内在住もしくは県内で起業を検討している社会人に限定し、学生は対象外とする。

(1) 起業家育成プログラムの企画・実施

ア 独自のノウハウで起業希望者を発掘（募集）し、福島での起業を支援するプログラムを企画し、起業マインドを刺激・醸成して、起業に導くこと。

イ 起業希望者の募集にあたっては、募集説明会を3回以上開催すること。（オンライン可とする。）

ウ 以下のカリキュラムを含む起業家育成プログラムを作成し、実施すること。

- ① ビジネスアイデアの洗い出し
- ② 事業計画、マーケティング等の経営実務
- ③ ビジネスプランの磨き上げ
- ④ 先輩起業家や専門家による受講生へのメンタリング
- ⑤ フィールドワーク
- ⑥ プレゼンテーション資料作成ノウハウ
- ⑦ プレゼンテーションスキル

(2) ネットワーク構築

ア フィールドワーク等を通じて、地域の先輩起業家と受講者が情報交換する場を設ける。

- イ グループワーク、メンタリング等を通じて、受講者間のネットワークを構築すること。
- ウ 本事業の過年度受講者（平成 30～令和 7 年度）等とのネットワークを構築すること。
- エ E-mail アドレスを整理するとともに、SNS 等を通じて受講者間で連絡が取れるようにすること。

(3) 情報発信

起業希望者の拡大を目的として、以下の機会を中心に情報発信を行うこと。

- ア 起業家育成プログラム受講生の募集に係る広報活動
県内外の起業希望者へ広く広報活動を行い、受講者を募集すること。
- イ プログラムの経過報告
起業家育成プログラムの活動経過や受講者の取組等について、SNS 等を活用して広く情報発信を行うこと。
- ウ 成果報告会
受講者の成果に関する報告会を 1 回以上開催すること。

(4) 情報交換会

受講者間のネットワーク強化並びに地域の先輩起業家、潜在パートナー等を広く巻き込んだ交流・マッチングの場を 2 回以上開催すること。

(5) 県内起業家との交流イベント

過年度において本事業のプログラムを受講した起業家等、県内起業家とのネットワーク構築・拡大を目的としたイベントを実施すること。

(6) 業務の報告

- ア 業務の進捗状況について、2 ヶ月に 1 回以上、書面で報告すること。
- イ 業務が完了したときは、遅滞なく実績報告書を提出すること。

3 成果目標

以上の業務を通して、具体的に以下の成果目標を目指すものとする。

- (1) 県内外からの起業を希望する受講者：20 名程度

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) (別記第 1 号様式) 委託業務着手届
- (2) (任意様式) 委託業務実施体制
- (3) (任意様式) 委託業務工程表
- (4) (別記第 2 号様式) 委託業務完了報告書
- (5) (別記第 3 号様式) 収支決算書

5 成果品

委託契約書第 10 条第 1 項に定める成果品は次のとおりとする。

- (1) 本業務の一連の取組結果が分かる資料
- (2) その他関係書類

6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

7 委託料の支払い

委託契約書第11条第1項により支払いを請求しようとするときは、別記第4号様式によるものとする。

また、委託契約書第11条第5項に定める委託料概算払請求書については、別記第5号様式のとおりとする。なお、委託契約書第11条第7項により、委託契約書第10条第2項の確定額を超えた場合には、別記第6号様式により甲の指定する日まで報告するものとする。

8 契約に関する条件等

国・県等の関係機関からの検査がある場合には協力すること。